

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例（平成29年北九州市条例第28号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、議事の調査審議に対し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録等)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員会において公表しないことが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って公表しないことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月 日から施行する。